

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更の届出 ( " )	2
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 ( " )	3
○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退の届出 ( " )	3
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	4
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計管理課)	4
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	4

## 告 示

### 高知県告示第677号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成22年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970104026	株式会社 ケアネット	高知市塩屋崎町二丁目2番1号 N'sビル1F	平成22年7月1日	居宅介護支援事業所ケアネット	高知市塩屋崎町二丁目2番1号 N'sビル1F	居宅介護支援
3970104034	合同会社 ヘルパーステーションなかよし	高知市五台山2784-2	〃	ヘルパーステーションなかよし	高知市五台山2784-2	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970104059	医療法人 永島会	高知市春野町西分2027-3	〃	ホームヘルパーステーション永井	高知市春野町西分202	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970104042	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町中島1535番地	〃	デイサービスセンターあつとホーム	高知市神田1068-1	通所介護 介護予防 通所介護
3970104075	株式会社 希望	高知市横浜新町三丁目2806番地2	平成22年7月21日	さくら・介護ステーションのぞみ	高知市横浜新町三丁目2806番地2	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970600320	ア・バン・ウン有限公司	高知市宝永町10-15 センチュリーハイツ501号	平成22年7月23日	ヘルパーステーションどんぐり	須崎市吾井郷字宮山乙1909番3	訪問介護 介護予防 訪問介護
〃	〃	〃	〃	デイサー	〃	通所介護

				ビスどんぐりの里Ⅱ		介護予防通所介護
3970104083	介護24合同会社	長野県諏訪市小和田南5番2号	平成22年7月29日	介護24高知	高知市福井町3120 メゾンセロジネ101	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970104067	有限会社 タオ	高知市針木東町7番32号	平成22年8月1日	指定居宅 介護支援 事業所針 木虹の里	高知市針木東町7番35号-7 メゾンドゥ針木102号室	居宅介護 支援
3970600346	ア・バン ・ウン有 限会社	高知市宝永町10-15 センチュリーハイツ501号	〃	ケアプラ ンセンタ ーどんぐ りの里	須崎市吾井郷字 宮山乙1909番3	居宅介護 支援
3970104091	セントケ ア徳島株 式会社	徳島県徳島市山城町東浜傍示69番地4	〃	セントケ ア高知	高知市高埴18-10 artel号室	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970600338	〃	〃	〃	セントケ ア須崎	須崎市東札幌1-20	訪問介護 介護予防 訪問介護
3972501104	株式会社 ゆったり	高岡郡日高村下分字北ノ町230番地2	平成22年8月9日	デイサー ビスゆっ たり	高岡郡日高村下分字北ノ町230番地2	通所介護 介護予防 通所介護
3970300236	医療法人 瑞風会	安芸市本町二丁目13-32	平成22年8月10日	森澤病院 訪問リハ ビリテー ション事 業所	安芸市本町二丁目13-32	訪問リハ ビリテー ション 介護予防 訪問リハ ビリテー ション
3970300244	〃	〃	〃	森澤病院 訪問看護 事業所	〃	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970104109	株式会社 ほのぼの	高知市朝倉甲240番地1 ハイツイヒロI	平成22年8月11日	居宅介護 支援事業 所蓄	高知市春野町平和14番地	居宅介護 支援

		102号				
3970104117	西岡歯科 診療所	高知市瀬戸西町二丁目188-2	平成22年9月1日	西岡歯科 診療所	高知市瀬戸西町二丁目188-2	居宅療養 管理指導 介護予防 居宅療養 管理指導
3970104125	りんくる 合同会社	高知市南河ノ瀬町44番6	〃	宅老所・ デイサー ビス朱夏	高知市南河ノ瀬町44番6	通所介護
3970104133	合同会社 さくらん ぼ	高知市南はりまや町二丁目3-3	〃	デイサー ビスはり まや	高知市南はりまや町二丁目3-3	通所介護 介護予防 通所介護
3970800177	医療法人 清悠会	土佐清水市天神町14番18号	〃	松谷病院	土佐清水市天神町14番18号	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970104141	あんず合 資会社	香南市野市町下井1297-9	平成22年9月6日	デイホー ムぼたん の家	高知市朝倉己190-23	通所介護 介護予防 通所介護
3972400737	株式会社 いろは	吾川郡いの町波川664-1	平成22年9月11日	デイサー ビスかわ うち	吾川郡いの町波川664-1	通所介護 介護予防 通所介護

高知県告示第678号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第1項、第82条第1項及び第115条の5第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成22年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事 業所番号	事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	サービスの 種類	変更年月日
3970101907	朝日サービス株式会社居宅介護支援事業所	高知市長浜1292-17	高知市長浜666	居宅介護 支援	平成22年7月1日
3970102681	でいさーびず和	高知市宇津野20-38	高知市棧橋通一丁目10番4号	通所介護 介護予防 通所介護	平成22年7月9日

**高知県告示第679号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成22年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3960490047	株式会社らいさす	南国市大桶甲1973-55	平成22年7月1日	訪問看護ステーションドリームチーム	南国市大桶甲1253-1 中澤ハイム1階	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
3970101592	医療法人高義会	高知市朝倉本町一丁目13番21号	平成22年7月4日	福井歯科医院指定居宅療養管理指導事業所	高知市朝倉本町一丁目13番21号	居宅療養管理指導
3970103309	株式会社和	高知市棧橋通一丁目10番4号	平成22年7月10日	でいさーびす和2	高知市宇津野20-28	通所介護 介護予防 通所介護
3970102624	株式会社みのり	高知市役知町19-15	平成22年7月29日	居宅介護支援事業所みのり	高知市役知町19-15	居宅介護支援
3970101212	有限会社タオ	高知市針木東町7番32号	平成22年7月31日	指定居宅介護支援事業所針木虹の里	高知市針木東町7番35号-7 メゾンドゥ針木102号室	居宅介護支援
3970101832	ア・バン・ウン有限公司	高知市宝永町10-15 センチュリーハイツ501号	〃	ア・バン・ウン居宅介護支援事業所	高知市宝永町10-15 センチュリーハイツ501号	居宅介護支援
3970400259	株式会社サンケア土佐	高知市鴨部一丁目10-27	〃	デイサービスみんなの家	南国市廿枝1597	通所介護

	〃	〃	〃	介護予防通所介護 みんなの家	〃	介護予防通所介護
3970102947	社会福祉法人ふるさと自然村	南国市岡豊町中島1535	平成22年8月1日	高知ケアセンター	高知市高桶18-10 arte I	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970102970	〃	〃	〃	高須ケアセンター	高知市高須二丁目17番15号 吉田ビルII 101号	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970600254	〃	〃	〃	高知黒潮センター	須崎市東札町1-20	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970101642	株式会社ふれんど	高知市横内153番地95	平成22年8月30日	株式会社ふれんど神田店	高知市神田462番地5	福祉用具貸与
3970400465	株式会社フタガミ	須崎市大間東町4番25号	平成22年8月31日	株式会社フタガミ福祉事業課	南国市篠原108-1	特定福祉用具販売 介護予防 特定福祉用具販売
3970101279	株式会社高知マネキン	高知市新田町6番25号	平成22年9月18日	株式会社高知マネキン	高知市新田町6番25号	福祉用具貸与
3970103978	株式会社いろは	吾川郡いの町波川664-1	平成22年9月30日	ケアプラン寿限無	高知市みづき三丁目401-14	居宅介護支援

**高知県告示第680号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があった。

平成22年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	辞退年月日	施設の名称	開設の場所
39101	医療法人三和	高知市上町一丁目	平成22年7	国吉病院	高知市上町一丁目

10265	会	3-4	月31日		3-4
-------	---	-----	------	--	-----

**高知県告示第681号**

国土交通省国土地理院長から平成22年5月高知県告示第325号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成22年9月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成22年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第682号**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

（変更前） 高知市曙町二丁目5番1号  
高知大学生協同組合  
理事長 藤本 富一

（変更後） 高知市曙町二丁目5番1号  
高知大学生協同組合  
理事長 渡邊 富一

2 変更年月日

平成22年8月11日

-----  
**公 告**  
-----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年12月7日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年8月31日 22高都計第275号	南国市大桶字染殿甲 2257番4	南国市大桶甲1759 番地の2 柴田 敏博

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第12号**

平成22年12月7日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定によ

り、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

22高行管第243号  
平成22年10月29日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について(通知)  
平成22年9月29日付け22高監報第8号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘及び指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

## 第1 特別指摘とされた機関

### 1 管財課

#### (1) 事実認定

平成21年度本庁舎照明器具改修工事(電第21-34号)は、4階から6階までの照明器具を省エネ型に置き換える工事である。当初計画を見直し照明器具の配置の変更を行い、加えて当初の実施設計書になかった地下の改修工事を行っているが、設計金額の変更はないとして正式な変更設計書を作成せず、また、変更契約も締結していなかった。

#### (2) 特別指摘事項

上のことは、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条及び当該工事の契約書第19条等に反する極めて不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう厳正な事務処理を強く求める。

#### (3) 原因又は理由

今回、指摘を受けた事項については、当初計画を見直し照明器具の配置の変更を行い、加えて施工箇所の変更を行ったものですが、設計金額の変更が生じなかったことから、契約の変更は必要ないと誤認し、変更設計書の作成及び変更契約の締結を怠ったもので、これは、建設業法及び契約事務、特に工事請負契約に関する認識不足によるものです。

#### (4) 措置状況

指摘事項については、管財課及び建築課でチェック体制を強化するとともに、関係法令への理解を深め、適正な事務処理を徹底します。

### 2 森づくり推進課

#### (1) 事実認定

平成21年度基幹作業道県行造林立川線設計等委託業務の指名競争入札において、予定価格調書の入札書比較価格に重大な瑕疵があった。本来なら入札事務の手引にあるとお

り、予定価格調書に重大な瑕疵があったとして入札を中止するべきであったにもかかわらず気付かないまま入札を続行していた。

また、その結果、予定価格を98,500円上回った契約となっていた。

#### (2) 特別指摘事項

上のことは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に反する極めて不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう厳正な事務処理を強く求める。

#### (3) 原因又は理由

ア 今回指摘を受けた件の指名競争入札の予定価格調書は、決裁者及び作成者である課長が、本来税込み金額を記載すべき欄に、誤って税抜き金額(2,600,000円)を記載していたこと。

イ 入札開始前に、入札担当者及び立会人が予定価格調書のチェックを行いました。予定価格の誤りに気がつかないまま、入札を続行したこと。

ウ 入札担当者及び立会人は、税込み欄に記載されていた金額(2,600,000円)を税抜き金額(入札書比較価格)であると誤認し、その金額よりも低い金額(2,570,000円)で入札した業者を落札としたこと。

以上の結果、予定価格を上回った税込み金額2,698,500円の契約となったものです。

#### (4) 措置状況

今回の不適正な事務処理については、予定価格調書の決裁者及び作成者である課長と入札担当者との入札事務に関する事務処理の理解が不足していたために発生したものです。

今後は、このような指摘を受ける事態が生じることのないよう、予定価格調書の決裁者及び作成者である幹部職員はもちろんのこと、入札担当者及び事業担当者を対象に、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)や建設工事競争入札事務の手引など、入札事務に係る法令や通知などの周知徹底を機会あるごとに行い、法令に則った厳正な事務処理を徹底します。

## 第2 指摘とされた機関

### 1 健康長寿政策課

#### (1) 事実認定

安芸総合庁舎地質調査委託契約において、平成21年12月9日に入札を行い、落札業者を決定している。即日業務に着手する必要があり、同日付けで契約すべきところ、事務処理の遅延により平成22年1月20日付けで支出負担行為の決議を行い、契約書中に契約の効力を平成21年12月9日に遡及すると文言を入れて契約を締結していた。

#### (2) 指摘事項

上のことは、契約その他の行為をしようとするときは、地方自治法第232条の3及び高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第43条により、支出負担行為決議書による決議をしなければならないとされていることに反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### (3) 原因又は理由

安芸総合庁舎地質調査委託業務については、実施設計委託業務を履行期限内(平成22年3月31日)に完了するため、平成21年12月中に地質データの整理が必要となったことから、指名競争入札により落札業者を決定し、直ちに業務に着手させました。この際、支出負担行為の決議や契約締結に係る処理を遅滞なくすべきでありましたが、他の業務に追われる中で失念し、事務処理が遅れたものです。

#### (4) 措置状況

今後は、事務の執行状況の把握やチェック体制を強化することによって事務処理の遅延を防ぐとともに、所属職員には、高知県会計規則等関係法令に則った事務の執行について、改めて徹底し、適正な事務処理に努めます。

## 2 医療業務課

### (1) 事実認定

花粉情報提供業務委託は委託期間が平成22年1月4日から5月28日までの2か年度にわたる事業であり、3月31日までの前期の完了報告書には、仕様書に定める花粉の飛散状況に係る報告書を添付する必要があったが、未提出のまま検査で合格としていた。

なお、後期の完了報告書は前期も合わせたものとなっていた。

#### (2) 指摘事項

上のことは、検査は契約書その他の関係書類に基づき行わなければならないとする高知県契約規則第52条に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### (3) 原因又は理由

前期業務完了時(平成22年3月31日完了後)と業務完了時(花粉測定終了後)に提出される報告書に必要な項目が、仕様書において同一とされているにもかかわらず、提出された前期業務完了報告書の内容で、前期業務についての検査の実施が可能と誤認していたため、契約書及び仕様書の規定に基づいた完了検査が行われていなかったものです。

#### (4) 措置状況

今回の指摘を受け、前期業務と後期業務の内容について再整理を行ったうえで、各業務完了時に適切な検査が実施できるよう、契約書及び仕様書の見直しを行うこととしました。

今後は、このようなことのないよう高知県契約規則に則った適正な事務処理に努めます。

### 3 健康対策課

#### (1) 事実認定

平成20年度に実施した予防接種後健康状況調査における報償費について、支払済みと錯誤していたため支払漏れに気付かず、翌年度の平成21年7月10日に支払いをしていました。

#### (2) 指摘事項

上のことは、地方自治法第208条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### (3) 原因又は理由

異動による引き継ぎの際に、支払いが終わっていない報償費があることについて、前任の職員から口頭で伝えてはいましたが、後任の職員は会計事務に不慣れであり認識できていなかったため、支払処理が行われていませんでした。

さらに、新型インフルエンザ対策の対応に追われ、担当チーフや課長補佐による確認も十分に行えず、出納閉鎖前の支払漏れを防止できなかったものです。

#### (4) 措置状況

今後は、引き継ぎを行う際には、支払事務が必要なものについての支払処理リストを作成し、後任者に確実に事務引き継ぎを行うとともに、そのリストを担当だけでなく、チーフ及び課長補佐と共有することで確認体制を強化します。

また、新しく担当となった職員が会計事務に不慣れな者である場合には、チーフまたは課長補佐が会計事務ハンドブック等を活用し、年度当初に会計事務の基本を指導します。

以上のような取り組みを行うことにより、今後このようなことがないよう適正な事務処理に努めます。

### 4 障害保健福祉課

#### (1) 事実認定

平成22年度高知県障害者自立支援対策事業費補助金について、事務処理が遅延し交付決定が平成22年6月8日になったことに加え、交付決定前の事業を対象とするため、補助対象期間を遡り平成22年4月1日から平成23年3月31日

までとしていた。

また、交付決定に当たって、支出負担行為の会計管理局への事前合議も行っていなかった。

#### (2) 指摘事項

上のことは、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第6条及び高知県補助金等交付規則の運用について（昭和44年4月22日付け副知事通知）第4条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### (3) 原因又は理由

今回指摘を受けた事項は、補助金及び会計事務に関する認識不足や市町村からの補助金交付申請書の提出の遅れにより、事務処理が遅延したこと及びチェック体制の不備による不適切な事務処理によるものです。

#### (4) 措置状況

このような事務処理に至った課題を課内で共有するとともに、補助金及び会計事務の適正な執行について、所属職員を会計管理課による本庁職員会計事務実務研修に参加させるなどして、周知を図りました。

今後は、より早期に補助金交付申請書を提出させるなど市町村担当者との連絡を密にするとともに、事務の執行状況の把握やチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。

### 5 少子対策課

#### (1) 事実認定

平成21年度高知県出合いのきっかけ応援事業費補助金において、平成21年10月29日及び30日付けで補助事業の中止を承認した通知書を送付していながら、当該補助金の支出負担行為の減額が遅延し、平成22年2月となったものが2件認められた。

#### (2) 指摘事項

上のことは、補助金について指令をしようとする時には支出負担行為決議書による決議をしなければならないとする高知県会計規則第43条に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### (3) 原因又は理由

今回指摘を受けた事項については、会計事務に関する認識不足及びチェック体制の不備により生じたものです。

#### (4) 措置状況

このような事務処理に至った課題を課内で共有するとともに、所属職員に対し会計事務の適正な執行の順守を周知徹底しました。

今後は、事務の執行状況の把握やチェック体制を強化し適正な事務処理に努めます。

### 6 地産地消・外商課

#### (1) 事実認定

ア 平成22年1月に締結したアンテナショップの賃貸借契約に係る不動産仲介手数料について、当該不動産仲業者と県の間で契約書を作成しないまま、仲介手数料を支払っていた。

イ 平成21年度農産物直販所情報通信技術活用支援委託業務において、閲覧に供した設計書の使用機器についての記載が適切でないまま入札を行ったため、受託者との間で機器の数量について齟齬が生じ、契約後に購入台数を変更し、増額の変更契約を行っていた。

#### (2) 指摘事項

ア (1)のアは、地方自治法第232条の4第2項及び高知県契約規則第36条に反する不適正な事務処理である。

イ (1)のイは、入札・契約事務の信頼性を損なわせた重大な誤りであり、また、基本的なチェック機能が働いていなかった不適切な事務処理である。

今後は、ア及びイのようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

#### (3) 原因又は理由

ア (1)のアについては、県から仲介手数料を支払った宅地建物取引業者は、アンテナショップ設置物件を県に紹介するとともに、県と貸主との賃貸借に関する交渉に同席し、また、仲介業者として賃貸借契約の締結に当たって行うこととされている重要事項の説明も県に行った業者であることから、仲介手数料の支払の相手方であることが特定できていました。また、仲介手数料の金額についても、「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」に関する国土交通省告示により、借賃の1月分の1.05倍に相当する額以内と定められており、当該宅地建物取引業者との協議でも、商慣習上も借賃の1.05倍とすることが通例となっていることから、本件の仲介手数料について借賃の1.05倍に相当する金額が示されたことから妥当な金額と判断したものです。また、仲介手数料の支出負担行為と同時に締結した賃貸借契約書には、当該宅地建物取引業者が記名押印し、賃料も明確に記載されていることから、仲介手数料の契約書までは必要ないと判断したものです。

イ (1)のイについては、一般競争入札において、数量及び金額を削除して事業者の閲覧に供する金抜設計書について、明示すべき使用機器の数量を誤って削除したまま閲覧に供し、入札、契約を行ったため、事業が一定進捗した後に、使用機器の数量について県と受託者との間で齟

<p>齟齬があることが判明したものです。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>ア (1)のアについては、地方自治法及び高知県契約規則に照らせば、契約書の作成は必要であったと判断されることから、今後は契約事務の基本を職員に周知徹底し、適正な事務処理を確保します。</p> <p>イ (1)のイについては、今後は、こうした不適正な事務処理が生じないよう、書類のチェックを十分に行うとともに、入札や契約事務の基本を職員に徹底周知することで、適正な事務処理を確保します。</p> <p>7 雇用労働政策課</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>毎年度契約を更新している県有財産有償貸付契約において、平成18年度に貸付額の算定基準の見直しを行った際に、貸付面積を誤って算定した金額で契約を締結したため、貸付額が過小になっていた。</p> <p>なお、平成21年度については、正しい貸付面積による貸付額に貸付契約を変更している。</p> <p>(2) 指摘事項</p> <p>上のことは、貸付額の基礎となる貸付面積の算定を誤っていたことに起因している。収入調定に当たって納入すべき金額は、契約等に照らし、その算定を誤っていないか確認すべきとしている高知県会計規則の施行について（平成4年3月10日付け出納長、総務部長通知）に反する不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>平成18年度の契約において、算定の基礎となる土地価格の改定を行いました。併せて、貸付面積及び貸付額の算定方法の変更も行っています。</p> <p>こうした複数の変更処理を行った際に貸付面積を誤ったものと思われます。また、決裁時においても十分な審査が行われなかったことから、その誤りを見逃したものです。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>貸付額の基礎となる貸付面積等について、公有財産台帳や平面図等で確認するとともに、貸付額等の算定に誤りがないか審査の徹底を図ります。</p> <p>8 畜産振興課</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>ア 平成21年度下半期B S E立入検査委託料3件について、会計管理局に提出した支払書類が不備により返却されそのままになっていたため、平成22年4月6日に受理した請求書の支払が5月14日になっていた。</p>	<p>イ 平成21年度ふるさと雇用再生大家畜生産流通支援事業委託業務ほか2件については、いずれも事務処理の遅延により減額変更の支出負担行為決議書の決裁が平成22年5月7日になり、同日付で変更契約を締結し、契約の効力発生日を平成22年3月31日に遡及させていた。</p> <p>(2) 指摘事項</p> <p>ア (1)のアは、契約書第20条において、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払わなければならないと規定されていることに反する不適正な事務処理である。</p> <p>イ (1)のイは、委託料を変更しようとするときは、支出負担行為決議書によらなければならないとする高知県会計規則第43条に反する不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、ア及びイのようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>ア 平成21年度下半期B S E立入検査委託料3件については、支払書類が会計管理局から返却された際、支払済印が押印されているかどうかを確認しないまま、支払処理が終わったものと誤解して書類を保管したため、未払に気付くのが遅れたことによるものです。</p> <p>イ 平成21年度ふるさと雇用再生大家畜生産流通支援事業委託業務ほか2件については、契約の変更にあたって、相手方からの書類の不備の修正に日数を要したことにより事務処理が遅延したため、やむをえず変更契約の効力発生日を遡及させる条項を入れ、変更契約を締結したものです。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>ア 今後は、返却された支払書類について、課内でチェック体制を強化し、書類の確認を確実に行うとともに、高知県会計規則等に基づく事務処理の適正な執行に努めます。</p> <p>イ 今後は、委託料等の変更契約をしようとするときは、速やかな対応ができるように、契約の相手方との連絡を密にし、高知県会計規則、高知県契約規則等を遵守し、適正な会計事務処理に努めるとともに、本庁職員会計事務実務研修等を通じて、職員の会計処理に関する理解を深めていきます。</p> <p>9 環境対策課</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>平成22年1月22日付け及び3月29日付けで提出された平成22年度の環境研究センターにかかる行政財産の目的外使用許可申請書について、その処理をしないまま放置し、使用料の収入調定も行っていなかった。</p> <p>(2) 指摘事項</p> <p>上のことは、行政財産を県以外の者に使用を許可するこ</p>	<p>とができることを定めた高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第9条、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第31条並びに行政財産の目的外使用許可取扱基準（平成6年9月30日総務部長通達）第17条及び高知県会計規則第22条に反する不適正な事務処理である。</p> <p>今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由</p> <p>平成22年3月5日付け21高管財第435号の総務部長通達による目的外使用許可取扱基準の改正により、目的外使用料は電気料等の使用実態に合わせて算定するよう明示され、別表において年間電気使用料を目的外使用料の基礎にする内容の算出方法が例示されました。</p> <p>この取扱基準の変更について、担当者は、前年度（4月から3月まで）の電気使用料実績を基礎としなければならないので3月中に4月1日からの目的外使用料の算定を行うことはできないと誤って解釈したうえで、さらに目的外使用許可や使用料の収入調定は4月1日に遡<sup>さかの</sup>って行うことが可能であると誤って認識していました。</p> <p>加えて、環境省から、目的外使用許可の対象である環境研究センター内設置のパソコンを平成22年5月に更新するため、更新後の機器による電気使用料を基礎に目的外使用料を算定してほしい旨の依頼を受け、5月19日になって3月29日付けの目的外使用許可申請書を受け付けてそのまま放置していました。</p> <p>以上の理由により、事務処理を遅延させたものです。</p> <p>(4) 措置状況</p> <p>当該事案について監査の指摘を受け、平成22年9月21日に平成22年4月1日付けの目的外許可通知を行い、同じく平成22年9月21日付けで収入調定を行いました。</p> <p>今後は、このような指摘を受けることがないよう、高知県財産条例及び高知県財産規則並びに高知県会計規則に則<sup>したが</sup>った適正な事務処理を徹底するとともに、2月以前の年間電気使用料を基礎に目的外使用料を算定するよう改め、3月中に翌年度の申請書の徴収及び使用料の算定を行い、速やかに事務処理を行います。</p> <p>10 漁業管理課</p> <p>(1) 事実認定</p> <p>支払期限が平成21年8月31日とされている平成21年度6月分及び7月分の水道料金等（10,141円）について、課に届いた納入通知書を領収書と誤認し、共通経費の支払をしている総務事務センターに送付することなくそのまま保管したため、翌月に債権者からの督促状を受け取るまで支払い漏れに気づかず、100円の督促手数料を支払っていた。</p> <p>(2) 指摘事項</p>
--	--	---

上のことは、定例的な支払であることから、適切な確認を行っていただければ起こり得ないものであり、不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

本件は、2か月毎の定期的な支払事務を漫然と処理していたため、書類の確認と決裁時の管理監督者のチェックが抜かったことが原因で発生したものです。

(4) 措置状況

今回の指摘を厳しく受け止め、支払漏れを防ぐために共通管理システムと補助簿による定期的なチェックを徹底することとします。

今後は、担当者はもとより、管理監督の立場にある職員が支払に至るまでの一連の財務会計行為について、確認を徹底することにより適正な会計処理に努めてまいります。

11 公園下水道課

(1) 事実認定

平成21年度から22年度までの高知県全域生活排水処理構想策定委託業務において、平成22年度に実施を予定していた事業の一部を平成21年度に実施するための変更契約を平成22年3月3日付けで締結していたが、支出負担行為の増額変更及び債務負担行為の減額変更の決議を3月3日に遡って4月に行っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、委託料の額を変更しようとするときは、支出負担行為決議書によらなければならないとする高知県会計規則第43条に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

本件は、複数年の委託契約で、各会計年度の支払限度額及び出来高予定額を変更した際に、全体契約額に変更がなかった為、支出負担行為及び債務負担行為の変更という本来行うべき会計処理に気付かなかったもので、会計事務に関する基本的な認識の不足によるものです。

(4) 措置状況

今回の指摘を厳粛に受け止め、今後はこのようなことがないよう、契約内容を十分把握したうえで、特に債務負担行為を伴う契約手続きや、支出負担行為の意義を担当部署全体で再確認し、適正な事務処理に努めます。

22高教政第1052号  
平成22年10月28日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に対する措置について

平成22年9月29日付け22高監報第8号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により通知します。

記

第1 特別指摘とされた機関

1 生涯学習課

(1) 事実認定

平成21年度「全国読書フェスティバルin香南/文化芸術懇談会」委託業務契約(平成21年11月5日から平成22年2月26日まで)において、プロポーザルにより契約の相手方を選定した後、契約手続きを含め一連の会計事務処理を行わないまま業務を行わせ、業務完了後の平成22年3月25日に支出負担行為の決議を行い、3月26日付けで契約の締結を行っていた。

(2) 特別指摘事項

上のことは、会計事務に関する基本的な認識が欠如し、また、管理監督の立場にある管理職等による事務管理やチェックがないまま行われたものであり、地方自治法(昭和22年法律第67号)、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)等の定め反する極めて不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう厳正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

- 平成21年9月18日に参加企業を選定し、プロポーザル方式での企画提案説明会への参加依頼を行った。
- 平成21年9月28日に委託業務の施行荷が決裁となり、選定した参加企業5社あてに要領等を送付した。
- 説明会には3社参加したが、企画提案のあった企業は(株)高知新聞企業のみであった。平成21年10月19日にプロポーザル審査会を開催し、(株)高知新聞企業に決定した。
- 翌20日に(株)高知新聞企業に対して審査結果を通知、同26日に見積依頼を行い、同30日に見積書の提出があった。
- 本来であれば、この時点で契約の締結及び支出負担行為をしなければならなかったが、担当者が契約手続きを含めた一連の事務処理を行わないまま、11月5日に事業に着手した。
- その後契約等の事務処理が遅延していることに気付く、平成22年2月5日に支出負担行為の起案を行ったが、決裁の合議先の担当者がつかまらなかったため、机の上の書類の中に起案が埋没し、最終的な決裁完了が3

月25日となった。

- このため、契約書に「契約の効力は平成21年11月5日に遡及するものとする」という一文を加えたうえで、3月26日付けで契約を行うことになった。

(4) 措置状況

今後の取り組みとして、

- ① 事業執行の前段に進行管理の為のスケジュールを作成し、担当者、チーフ、管理職等関係職員が事務処理手続きの時期及び内容の確認を行う。
  - ② 担当者が常に意識して業務の進行管理を行うとともに、担当チーフが定期的に事務処理の状況を確認する。
  - ③ 会計事務研修会へ積極的に参加し、職員の資質向上を図る。
  - ④ 週1回のチーフ会で事業の執行状況や今後の予定についての情報共有を図る。
- など、業務の執行状況の点検をさらに徹底し、今後このようなことがないよう再発防止に努めます。

第2 指摘とされた機関

1 総務福利課

(1) 事実認定

平成20年度及び21年度の2か年事業として佐川町が実施した佐川中学校校舎・体育館改築工事に対する平成21年度高知県公立小中学校耐震化促進事業費補助金において、年度当初に必要な補助事業者からの指令前着手届及び交付申請書の提出のないまま、平成21年7月に事業が完了していた。その後、交付申請書を提出させ、平成21年10月28日に交付決定を行っていた。

(2) 指摘事項

上のことは、2か年事業に対する単年度ごとの補助金ではあるが、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号)及び高知県補助金等交付規則の運用について(昭和43年4月22日副知事通知)第4条の規定に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

今回の事例は、平成20年度から平成21年度までの2か年にわたる国庫補助事業に県が継ぎ足して補助を行う事業ですが、その2年目に、県補助金に係る事務手続に遺漏があったものです。

国庫補助事業としては年度を超えて引き続いており、交付申請等の手続きは不要ですが、県単独補助金については、単年度ごとに交付決定を要するため、本来であれば年度当初に、交付申請書と併せて指令前着手届を提出のうえ、事業を実施すべきだったものです。



これらの手続がされなかったのは、以上のように、国庫補助と県単独補助とで補助金事務の手続が異なるという希なケースであったことに加えて、佐川町においては担当者に異動があり、事務手続に不慣れであったことが原因にあります。

(4) 措置状況

今回の事例は、当課においても事業の進捗管理を行い、佐川町に対して事前に事務手続の指導助言をしておけば、未然に防げた事例であることから、現在は、担当チームにおいて、各市町村の事業内容、実施時期、手続時期が把握できるように一覧表を作成し、それをもとにチーム内で情報共有を行い複数人でチェックをすることで再発防止に努めています。

また、市町村に対しては、前述の一覧表を参考に、適時適切に指導助言を行うとともに、年度当初や年度末等の節目の時期には注意喚起を促す事務連絡を行ってまいります。最近では、10月に開催した、「平成23年度教育関係予算に関する説明会」において補助金事務に係る留意事項及び注意点の周知を行いました。